



つとえ～る！

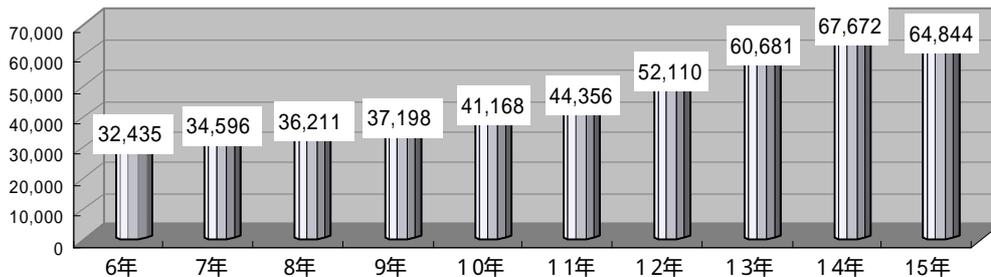
特集 茨城県安全なまちづくり条例について

安心して暮らせる安全な社会の実現

～ 犯罪のない茨城をめざして ～

茨城県では、安全な社会の実現に向けた取り組みとして、全国で3番目となる、県と市町村、事業者及び県民との連携及び協力の下に推進する安全なまちづくりに関する施策の基本となる事項等や犯罪の防止のために必要な規制を定めた「茨城県安全なまちづくり条例」を、平成15年4月1日から施行（規制等の施行は、7月1日）し、様々な取り組みをおこなっております。

刑法犯認知件数の推移



CONTENTS

< 特集 >	
茨城県安全なまちづくり条例について	2-3
< 市町村探訪 >	
「ウミウの里づくり」を通じた観光拠点と観光ネットワーク作り (十王町)	4-5
< 市町村探訪 >	
玉里しみじみの村づくり (玉里村)	6-7
< まちづくり団体の取り組み >	
～こんなことやってます～ 「泳げる霞ヶ浦」を目指したまちづくり - 霞ヶ浦市民協会の取り組み -	8-9
< 街角レポート >	
・カフェ・イン・水戸	10-11
・大子広域公園オートキャンプ場グリーンヴィラ	12
< まちづくりQ&A >	
「まちづくり交付金」	13
< 情報スクラップ >	14-16

県内の平成15年中の刑法犯の認知件数は64,844件で、戦後最悪となった平成14年中の認知件数67,672件から約0.4% (2,828件)減少し、犯罪の増加傾向に歯止めがかかりましたが、この10年間の認知件数を見ると、平成6年の(32,435件)約2倍となっており、依然として犯罪が多発しています。

犯罪のない安全な生活環境は、県民全ての願いであり、県民生活の基盤となるものです。

犯罪を防止し安全なまちを実現するためには、県、事業者及び県民が一体となって、犯罪の防止に取り組むことが重要になってきております。



特集 茨城県安全なまちづくり条例について

1 条例の特徴

条例では、安全なまちづくりを進めるため、県、事業者及び県民の責務を定め、また、児童及び生徒の安全教育の充実や学校等の施設における安全の確保並びに防犯上の指針の策定などを規定しています。

- ・ 行政と事業者及び県民との連携協力による安全なまちづくり施策の推進
- ・ 児童及び生徒に対する安全教育の充実及び健全育成
- ・ 学校、通学路等における生徒等の安全の確保
- ・ 犯罪の防止に配慮した道路、公園、共同住宅、駐車場の普及
- ・ 深夜物品販売等業者に係る犯罪の防止
- ・ 犯罪の防止に配慮した自動車等の普及
- ・ 解除用具の有償譲渡等の禁止等
- ・ 自動車盗難等の防止のための合いかぎ、かね尺等の携帯の禁止

2 条例に基づく防犯上の指針

条例に基づき、犯罪の起こりにくいまちづくりを進めるため防犯上の指針を策定しました。

この指針は、学校等の設置又は管理者が生徒等に対する犯罪を防止するために努めるべき必要な措置及び道路等又共同住宅の設置者若しくは建築者又は管理者が道路又は共同住宅の犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有するものであるために努めるべき措置について示したものです。

1) 学校等、道路等及び共同住宅に関する防犯上の指針（抜粋）

(1) 学校等における生徒等に対する犯罪の防止に関する措置

項目	内容等
不審者の侵入等防止対策	防犯責任者の指定及び不審者侵入時のマニュアル作成等
設備の点検整備等	校門・フェンス、照明設備等の点検整備等
安全教育の充実	職員の防犯意識の向上、避難訓練、連れ去り対処法指導など
休日等における安全確保	始業前、放課後、休日、学校外活動の防犯体制の整備等
保護者ボランティア及び関係者と連携した安全対策	警察による巡回、定期的立ち寄り保護者、ボランティア等による登下校時の見守り活動など

(2) 道路等における犯罪の防止に配慮した構造、設備等

項目	内容等
道路	車道と歩道の分離、照明等による夜間における照度の確保など
公園	植栽・遊具の適正配置による死角の解消等
自動車駐車場及び自転車駐車場	フェンス、柵等による駐車場周辺との区分、見通しの確保

(3) 共同住宅における犯罪の防止に配慮した構造、設備等

項目	内容等
共用部分	(出入口、管理人室等) 周囲から見通しが確保された位置に配置など
専用部分	(住戸の玄関扉) 破壊困難な材質の採用など

2) 深夜物品販売等業者に係る犯罪の防止のために必要な措置に関する指針（抜粋）

項目	内容等
防犯責任者の指定、任務	防犯設備の点検、従業員に対する防犯指導と防犯訓練の実施など
警戒要領等	店舗内外の警戒、不審者の発見、来客に対する声掛けの励行
従業員の指導	防犯ベル等の操作方法など
現金管理	適正な現金管理及び複数による現金輸送
店舗構造等	カウンターや出入口等の適正配置など
その他	警察署との連携による効果的な防犯設備の配置

3 条例に基づく取り組み等

(1) 防犯活動団体（自警団等）の活動に対する支援

地域の防犯には、警察の活動のみに頼るのではなく地域の住民自らが関心を持ちまちづくりのためのコミュニティ活動を行うことも効果的です。

県内の自警団数は、平成 15 年末には、約 30 団体であったところですが、平成 16 年 7 月末では、144 団体と急増しており、地域住民の安全なまちづくりに対する関心の高さがうかがえます。

県では、このような自警団等に対する情報交換の場を提供し連携の促進を図るため、パトロール等の防犯活動を実施している自警団、各市町村防犯担当者及び各警察署防犯担当者が



一堂に会した「茨城県コミュニティ防犯連絡会」を開催しました。(平成 16 年 7 月 21 日)

当日は、立正大学小宮助教授による講演が行われた他、自警団等による防犯活動の事例発表が行われました。

【立正大学小宮助教授による講演】



小宮助教授は、米国ニューヨーク市の治安回復において大きな役割を果たしたといわれている「割れ窓理論」の翻訳を指導、監督されています。

【自警団等による活動事例発表】



水戸市・元吉田自警団、鹿嶋市・厨自警団、阿見町・筑見防犯パトロール隊、土浦市・乙戸南 SDT、境町・伏木北部自警団の 5 団体より活動事例の発表が行われました。

(2) 安全なまちづくり学校の開催

防犯意識の高揚と自主的な防犯活動の推進を図るため、地域防犯リーダーの育成を目的に水戸、土浦の 2 会場で「安全なまちづくり学校」を開催し、約 100 名の方が受講されました。

当日は、日本女子大学の清水教授より、「ご近所の底力で防犯対策」と題しての講演や県警察本部から「様々な犯罪手口と防犯策」、「地域防犯活動の取り組みについて」

などの話が行われ、参加者も熱心に聞き入っていました。

今後は、それぞれの地域において防犯リーダーとして活躍されることを期待しております。

【当日の様子】



市町村での取り組み

市町村においても次の取り組みが行われています。

土浦市：町内会に対し、自警団の設置を促進するとともに、自警団に対して、携帯品等購入の助成措置を行っています。

石下町：石下町安全安心まちづくり推進会議を設置しパトロール隊 500 人を募集し町で購入した車両 2 台により防犯パトロールを実施しています。

4 おわりに

まちの都市化の進展による従来型のコミュニティの崩壊等に伴い、犯罪が増加し、これまで犯罪と無関係であった方も無関心ではいらなくなってきています。このような時こそコミュニティの力を見直し、地域住民、地方自治体、警察等が一体となって、安心なまちづくりを進めなくてはなりません。県では、今後も様々な取り組みを行ってまいります。

< 問い合わせ先 >

茨城県生活環境部生活文化課

安全なまちづくり推進室

TEL 029-301-2842 FAX 029-301-2848

URL <http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/seikan/seibun/seibun.htm>